

別紙

# 入札説明書

(倉敷市営住宅家賃納入通知書作成業務委託)

令和7年6月

倉敷市建設局建築部  
住宅課

# 項目及び構成

<u>1 契約者</u> .....	1
<u>2 契約担当課及び問い合わせ先</u> .....	1
<u>3 一般競争入札に付する事項</u> .....	1
<u>4 入札参加資格要件</u> .....	1
<u>5 入札参加資格審査申請の手続</u> .....	2～3
<u>6 仕様書等に関する質問</u> .....	3
<u>7 入札の方法</u> .....	3～4
<u>8 その他</u> .....	4～5

## 1 契約者

倉敷市

## 2 契約担当課及び問い合わせ先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市建設局建築部住宅課

電話：(086) 426-3531

FAX：(086) 427-3536

メール：hsng@city.kurashiki.okayama.jp

## 3 一般競争入札に付する事項

### (1) 業務名

倉敷市営住宅家賃納入通知書作成業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

※債務負担行為を設定

### (3) 履行（納入）場所

倉敷市役所本庁6階 建築部住宅課（倉敷市西中新田640番地）

### (4) 業務概要

令和7年8月から令和10年7月までにかけて倉敷市営住宅家賃の納入通知書の作成またそれに係る印刷プログラムの作成。

納入通知書は3月及び6月の年2回作成し、件数は次のとおり。

作成対象者数 3月・・・約1,100件 6月・・・約300件

## 4 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。入札参加資格の有無は、入札参加資格審査申請書提出日現在による。ただし、入札参加資格審査申請書提出日から落札決定の日までに次に掲げる要件を1つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。

(2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載のないこと。

(3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(5) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 入札の公告日において、引き続き2年以上、本件業務と同規模以上の帳票印刷及び印刷業務における実績があること。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5 入札参加資格審査申請の手続

本件入札に参加を希望するものは、本市指定の倉敷市業務委託入札参加資格審査申請書兼参加申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

### (1) 申請受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月17日（火）まで（午後5時15分必着）

※土曜日、日曜日を除く

### (2) 提出書類

倉敷市物品供給等入札参加資格者名簿に登録している者については、No.1 及び No.6 の提出（No.2 から No.5 までの書類は省略可）によって、入札参加意思を表明したものとする。（倉敷市物品供給等入札参加資格者名簿は、倉敷市契約課ホームページ「物品調達」に掲載。）

No	必要書類	備考	
1	倉敷市業務委託入札参加資格審査申請書 兼参加申込書（様式1）	指定様式	
2	印鑑証明書	法人の場合は法務局で発行 個人の場合は市町村長が発行 ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。	
3	委任状（様式2）	指定様式 本社が支店等へ入札・契約等の業務を行う権限を委任する場合には必要	
4	登記簿謄本 （申請者が法人の場合のみ）	商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 （法務局で発行） ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。	
5	納税証明書 （未納がないこと の証明。最新年度分。）	国税	法人の場合：様式その3の3 個人の場合：様式その3の2 所轄の税務署で発行 ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。
		岡山県税	契約先住所が岡山県内の場合には必要 所轄の県民局で発行 ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。
		倉敷市税	契約先住所が倉敷市内の場合には必要 倉敷市本庁・各支所で発行 ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。
		倉敷市税 （代表者個人のもの）	法人の代表者が倉敷市内に住所を有する場合には必要 倉敷市本庁・各支所で発行 ※写し可、提出日において発行日から3か月以内のもの。
6	業務実績調書（様式3）	指定様式	

### (3) 提出方法

上記2「契約担当課」へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）による提出とする。ただし、期間中に電話で到着の確認をすること。

### (4) 提出書類の不備について

提出された書類に不備があった場合、書類を全て返却する。申請受付期間内に限り、再提出を認める。

### (5) 申請者の義務

申請者は、本市から提出書類等に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

### (6) 入札参加資格審査結果通知

入札参加資格審査申請を受け付けてから3営業日以内にメールにて通知する。

### (7) 入札の中止

参加資格の審査を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を中止する。

## 6 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合は、次により行うこと。

### (1) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で様式4にて上記2「契約担当課」へ、ファクシミリ、電子メール、郵送又は持参に限り受け付けるものとする。ただし、ファクシミリ、電子メール、郵送の場合は期間中に電話で到着の確認をすること。

電話による質問は受け付けない。

### (2) 受付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月4日（金）まで（12時必着）

### (3) 回答

回答は、令和7年7月8日（火）までに、本市の住宅課ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本入札説明書と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。

## 7 入札の方法

### (1) 入札執行の場所及び日時

倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所本庁2階 第1入札室  
令和7年7月10日（木） 午後4時00分（時間厳守）

### (2) 入札書の記入について

ア 入札書は、様式5によること。

イ 入札書の記載項目

- ・回数（第〇回）
- ・年月日「令和7年7月10日」（開札日を記入すること。）
- ・入札参加者の住所、氏名（法人の場合はその商号または名称、代表者職氏名）及び押印
- ・入札金額

注1 入札金額は契約期間の総額を記載すること。なお、提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

注2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書の記入については、容易に消すことができる鉛筆や消せるボールペン等は使用せず、黒色のペン又はボールペンを使用するかパソコン等により正確な記入をし、記入や押印の漏れがないよう作成する。

訂正をする場合、砂消しゴムや修正液等は使用せず、訂正箇所には二重線を引き使用印鑑届の印鑑を押し、訂正箇所の上か横に正しい文字を記入する。ただし、金額の訂正は認めないものとする。

### (3) 入札及び落札者の決定

入札及び落札者の決定については次の方法による

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 予定価格に達しない場合は、3回まで入札を行う。2回目以降の詳細については、1回目の入札同様その場で公表する。ただし、1回目の入札を棄権した者、最低制限価格を下回る入札をした者及び無効の入札をした者は2回目以降の入札には参加できないものとする。3回目で予定価格に達しない場合は、3回目の最低価格入札者と協議を行う。

### (4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 上記5（5）の義務を履行しなかった者がしたもの。

イ 入札書に記名押印がないもの。ただし、外国事業者が押印に代えて署名したものを除く。

ウ 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。

エ 入札書の金額を訂正して提出されたもの。

オ 2回目以降の入札書の額が、それまでの入札の最低金額以上の額であるもの。

カ 上記アからオのほか、倉敷市財務規則第162条の各号に該当するもの。

### (5) 入札の辞退

入札を辞退しようとするときは、開札日の前日までに上記2「契約担当課」へ様式6により入札辞退届を提出すること。入札後の辞退は認めないものとする。

### (6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 8 その他

### (1) 書類の配布方法

倉敷市財務規則、様式1～6、仕様書及び契約書（案）については、令和7年6月2日から本市の住宅課ホームページにて公表する。

（ホームページ）

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014313/1018494.html>

### (2) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、入札執行の場所において発表するとともに、上記ホームページにて公表する。

### (3) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約者は次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、保証の額は契約金額の100分の10以上とする。ただし、倉敷市財務規則第175条各号に該当する場合は保証金の全部を免除する。

ア 上記2「契約担当課」で発行する納入通知書により契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代わる有価証券等（利付国債又は地方債に限る。）の提供。

- ウ 市長が確実と認める金融機関等（倉敷市指定金融機関、倉敷市指定代理金融機関及び倉敷市収納代理金融機関）の保証。
- (4) 契約手続きにおける交渉の有無  
無
- (5) 契約書の作成等
- ア 落札者は、落札決定した日から20日以内の日に契約書を取り交わすものとする。
- イ 落札者が上記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は契約予定金額（消費税及び地方消費税を含む）に対する入札保証金相当額の損害賠償金（予約予定金額の10分の5）を支払うものとする。
- ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- エ 本契約は、本市が落札者とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- オ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- カ 契約書記載の「受注者」については、入札書記載の者とする。なお、委任状に記載された受任者（代理人）が「受注者」になることはできない。
- (6) 契約条項  
別冊「契約書（案）」のとおり。
- (7) 虚偽の入札参加資格審査申請を行ったことが判明した場合は、落札決定を取り消すものとする。また、契約締結後にあつては契約の解除を行うことができるものとする。